電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令

（電気通信事業会計規則の一部改正）

第一条　電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的方法による提出） **第十七条**　この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。）に係る記録媒体により提出することができる。 ［2　略］	（電磁的方法による提出） **第十七条**　この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）に係る記録媒体により提出することができる。 ［2　同上］
別表第一（第５条、第６条及び第15条関係） 勘定科目表 資産 固定資産	**別表第一**（第５条、第６条及び第15条関係） 勘定科目表 資産 固定資産
科目 / 備考 1　電気通信事業固定資産 / ［略］ 2　（旬）業固定資産 / ［略］ 3　投資その他の資産 / ［略］ / ［略］ 繰延税金資産 ［略］	科目 / 備考 1　電気通信事業固定資産 / ［同左］ 2　（旬）業固定資産 / ［同左］ 3　投資その他の資産 / ［同左］ / ［同左］ 繰延税金資産 / 流動資産に属するものを除く。 ［同左］ / ［同左］
流動資産	流動資産
科目 / 備考 ［略］ / ［略］ 前払費用 / 決算期後１年以内に費用となるものの前払額 ［略］ / ［略］	科目 / 備考 ［同左］ / ［同左］ 前払費用 繰延税金資産 / 決算期後１年以内に費用となるものの前払額 (1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後１年以内に取り崩されると認められるもの ［同左］ / ［同左］